明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**八）　一

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**二六）　二

〔告　示〕

○指定較正機関が較正の業務の一部を廃止する件（**総務**七四）　二

○過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件（**総務・農林水産・国土交通**五）　三

○除籍が滅失した件（**法務**一一五）

○日本国に帰化を許可する件（**同**一一六）

○国税通則法第三十四条の七第一項の規定により納付受託者の指定を取り消す件（**国税庁**六）

○天然記念物に地域を追加して指定し名称を改める件（**文部科学**四一）

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**八〇）　三

○健康保険組合の合併を認可した件（**同**八一）

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（**同**八二）

○保安林の指定をする件（**農林水産**四〇六）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**四〇七）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一五四）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一五五）

○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（**同**一五六）

○航路標識に関する件（**海上保安庁**七〇～七四）

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の効力が消滅した件（**東北厚生局**一）

○道路に関する件（**東北地方整備局**二一）

○浄化槽の型式を認定した件（**関東地方整備局**五一）

○道路に関する件（**中国地方整備局**三七）

○道路に関する件（**九州地方整備局**二一、二二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省　最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　三

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　四

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　五

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者の登録取消し処分・営業所の所在地の確知等に係る公告、建設業の許可の取消処分関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　七

会社その他　八

省　令

○財務省令第八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十五条第五項、第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月八日

財務大臣　菅　**直**人

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二東海の項中「富士郡」を削る。

別表第三三池の項中「鹿本郡」を削る。

別表第九行田の項中「北埼玉郡」を削り、同表鰍沢の項中「南巨摩郡鰍沢町」を「南巨摩郡富士川町」に改め、同表浜松西の項中「浜名郡」を削り、同表富士の項中「富士郡」を削り、同表津島の項中「海部郡」を「あま市　海部郡」に改め、同表熊本西の項中「熊本東税務署」の下に「、山鹿税務署及び宇土税務署」を加え、同表山鹿の項中「山鹿市　鹿本郡」を「熊本市のうち植木町鐙田、植木町有泉、植木町石川、植木町伊知坊、植木町今藤、植木町岩野、植木町植木、植木町上古閑、植木町後古閑、植木町内、植木町円台寺、植木町大井、植木町荻迫、植木町小野、植木町亀甲、植木町木留、植木町清水、植木町鞍掛、植木町古閑、植木町色出、植木町正清、植木町鈴麦、植木町大和、植木町田底、植木町滴水、植木町轟、植木町富応、植木町豊岡、植木町豊田、植木町投刀塚、植木町那知、植木町一木、植木町平井、植木町平野、植木町平原、植木町広住、植木町舟島、植木町辺田野、植木町味取、植木町宮原、植木町舞尾、植木町山本、植木町米塚　山鹿市」に改め、同表宇土の項管轄区域の欄中「宇土市」を「熊本市のうち城南町赤見、城南町阿高、城南町碇、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、